

各種事務事業の取扱い（教育管理関係）

各種事務事業の取扱い（教育管理関係）について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-6-1 各種事務事業の取扱い（教育管理関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。・ スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-6-1	各種事務事業の取扱い(教育管理関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。 ・スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 一部事務組合等	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。			
2. 関係団体(公共的団体等)	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合を働きかけるものとする。			
3. 補助金等	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。			
4. 教職員住宅の管理	新市において、統一した管理を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. カルチャーセンターの管理	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. スクールバスの運行	学校統合等の経緯など、地域の実情に応じ実施していることから、現行のとおりとする。			
7. 通学区域の設定・変更	新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、通学区域については、現行のとおりとする。			
8. その他教育管理関係事務事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 一部事務組合等 (第10回現況調書86ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 関係団体(公共的団体等) (第10回現況調書86ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市校長会 石狩市教頭会	厚田村校長会 厚田村教頭会	浜益村校長会 浜益村教頭会	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合を働きかけるものとする。
	石狩市教育振興会	厚田村教育振興推進協議会 厚田村教育研究会 厚田村集合教育推進協議会 厚田村教育機器活用研究連盟 厚田村生徒指導連絡協議会 厚田村進路指導連絡協議会 厚田村学校教育連絡協議会 厚田村複式教育連盟	浜益村学校教育研究協議会	
	石狩市中学校体育連盟	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

3. 補助金等 (第10回現況調書86ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
補助金等	石狩市校長会補助金 石狩市教頭会補助金	厚田村校長会補助金 厚田村教頭会補助金	浜益村校長会補助金 浜益村教頭会補助金	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
	石狩市教育振興会補助金	厚田村教育振興推進協議会補助金 厚田村教育研究会補助金 厚田村集合教育推進協議会補助金 厚田村教育機器活用研究連盟補助金 厚田村生徒指導連絡協議会補助金 厚田村進路指導連絡協議会補助金 厚田村学校教育連絡協議会補助金 厚田村複式教育連盟補助金	浜益村学校教育研究協議会補助金	
	石狩市中学校体育連盟補助金	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

4. 教職員住宅の管理 (第10回現況調書87ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い																																																					
施設	教職員住宅 70戸	教職員住宅 45戸	教職員住宅 21戸	新市において、統一した管理を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																																																					
使用料	教職員住宅																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経過年数</th> <th colspan="2">月額(m²)</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> <th>水洗</th> <th>非水洗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>8年</td> <td>171円</td> <td>164円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>16年</td> <td>150円</td> <td>143円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>24年</td> <td>129円</td> <td>122円</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>32年</td> <td>108円</td> <td>101円</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>40年</td> <td>87円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数			月額(m ²)		木造	非木造	水洗	非水洗	5年	8年	171円	164円	10年	16年	150円	143円	15年	24年	129円	122円	20年	32年	108円	101円	25年	40年	87円	80円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>月額(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>208円</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>166円</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>137円</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>109円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>63円</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	月額(m ²)	5年未満	208円	5年以上	166円	10年以上	137円	15年以上	109円	20年以上	85円	25年以上	63円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>月額(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>205円</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>174円</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>142円</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>111円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>79円</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	月額(m ²)	5年未満	205円	5年以上	174円	10年以上	142円	15年以上	111円	20年以上
	経過年数		月額(m ²)																																																						
木造	非木造	水洗	非水洗																																																						
5年	8年	171円	164円																																																						
10年	16年	150円	143円																																																						
15年	24年	129円	122円																																																						
20年	32年	108円	101円																																																						
25年	40年	87円	80円																																																						
経過年数	月額(m ²)																																																								
5年未満	208円																																																								
5年以上	166円																																																								
10年以上	137円																																																								
15年以上	109円																																																								
20年以上	85円																																																								
25年以上	63円																																																								
経過年数	月額(m ²)																																																								
5年未満	205円																																																								
5年以上	174円																																																								
10年以上	142円																																																								
15年以上	111円																																																								
20年以上	79円																																																								

5. カルチャーセンターの管理 (第回現況調書 88 ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施設	若葉カルチャーセンター 紅葉山カルチャーセンター 紅南カルチャーセンター	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
使用料	若葉カルチャーセンター(若葉小学校内) 施設			
		使 用 料		
		1時間につき	全 日	
	会議室、陶芸室	300 円	2,800 円	
	洋室、和室	100 円	900 円	
	附属設備	使 用 料		
		単 位	全 日	
	陶芸窯	素焼き 1 回につき	700 円	
		本焼き 1 回につき	1,300 円	
	紅葉山カルチャーセンター(紅葉山小学校内)	使 用 料		
	1時間につき	全 日		
会議室	300 円	2,800 円		
洋室、和室	100 円	900 円		
紅南カルチャーセンター(紅南小学校内)	使 用 料			
	1時間につき	全 日		
会議室、音楽室	300 円	2,800 円		
和室	100 円	900 円		
多目的室	200 円	1,800 円		
	(備考)・全日とは、午前9時30分から午後9時まで ・学校授業日は、音楽室、多目的室の使用は放課後であり、午後4時から午後9時まで			

6. スクールバスの運行 (第10回現況調書89ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
スクールバス の運行	<p>(使用車両) 公有バス3台で実施</p> <p>(事業内容) ・石狩中学校へ 右岸、中生振地区の生徒 ・八幡小学校へ 高岡、五の沢、北生振、美登位地区の生徒 ・生振小学校(特認指定校)へ 市内全域の生徒</p>	<p>(使用車両) 公有バス 3台 公有ワゴン車 1台で実施</p> <p>(事業内容) ・厚田小学校へ 濃昼、発足地区の生徒 ・望来小学校へ 古潭、嶺泊、桂沢、正利冠地区の生徒 ・望来中学校へ 古潭、嶺泊、桂沢、正利冠地区の生徒 ・聚富小中学校 聚富地区の生徒 中学校は、冬期間のみ</p>	該当なし	学校統合等の経緯など、 地域の実情に応じ実施し ていることから、現行の とおりとする。

7. 通学区域の設定・変更 (第10回現況調書90ページ参照)

新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、通学区域については、現行のとおりとする。

8. その他教育管理関係事務事業 (第10回現況調書91～93ページ参照)

新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。